

| 関係機関名                 | 取組内容   | 備考   |
|-----------------------|--|--|
| 安心・安全まちづくり推進課         | 飲酒運転根絶府民運動を展開  | 京都府交通対策協議会の事務局として、年間交通安全府民運動京都府実施要綱を策定し、年間を通じて飲酒運転根絶の推進等の交通安全対策に努めている。                 |
| 健康対策課                 | 府ホームページにて、「適正飲酒」の啓発  |  |
| 福祉・援護課                | 各市福祉事務所や各保健所等生活保護実施機関において、ケースワーク等により、相談、支援業務を行う  |  |
| 青少年課                  | 府内のコンビニエンスストアやネットカフェ、カラオケボックス等に対し、アルコール類の販売にあたっての年齢確認等の実施状況について、適宜立入調査を行う  | 青少年の健全な育成に関する条例第22条において、「何人も、飲酒が青少年によって行われ、又は青少年に対して行われることを知って、場所を提供し、又は周旋してはならない」旨規定。 |
| 保健所(福祉室)              | 精神保健福祉相談員、嘱託医(精神科)による酒害相談実施  |  |
|                       | 日常相談ケースにおける対象者について、断酒会等自助グループの紹介   |  |
|                       | 断酒会等自助グループの記念例会等の事業に協力   |  |
|                       | 出前語らいや出講依頼のあった企業で対応  | ストレスマネジメント方法としてアルコールは、手軽に日常生活に入り込んでくることから「死に至る側面のある病」として対策が必要であると説明する。                 |
|                       | こころの健康推進員連絡会議にて学習会を実施  |  |
| 保健室(保健室)              | 相談支援事業所との連携、助言   |  |
|                       | 自立支援協議会精神障害部会に出席し、いづら病院からアルコール医療についての情報提供を受ける  |  |
| 保健室(保健室)              | 中学生の飲酒防止教室の開催  |  |
| 教育委員会<br>指導部 保健体育課    | 教科として、小学校、中学校、高等学校は保健体育科目で飲酒が健康を損なう原因になることを学習  |  |
|                       | 各校の特別活動等で指導や、保健だより等で未成年者の飲酒防止(夏休み前や冬休み前等)について啓発  |  |
| 警察本部<br>交通部 交通企画課     | 危険運転者の悪質・危険性を訴える広報啓発活動   |  |
|                       | ハンドルキーパー運動推進店の拡充と連携  |  |
|                       | 地域事業者との連携強化による発生源対策  |  |
|                       | 関係機関、事業所等との連携と飲酒運転に係る規範意識の確立   |  |
| 警察本部<br>交通部 運転免許試験課   | <b>飲酒取消処分者講習における対策</b><br>飲酒運転再犯者には、飲酒運転の常習性、規範意識の欠如、問題飲酒行動等といった傾向が見られることから、運転免許を再取得する際に、再び飲酒運転を繰り返さないよう、平成25年4月から酒気帯び運転等の違反者を対象とした取り消し処分者講習に新講習カリキュラムが全国一斉に導入されている。<br><b>講習内容</b><br>・アルコールスクリーニングテスト、短時間のカウンセリング(プリーフ・インターベンション)<br>・1ヶ月間の飲酒日記等 |  |
|                       | <b>長期免許停止処分者講習における対策</b><br>特別学級(飲酒学級)を設置して学級に適した内容の講習を平成19年11月から実施している。<br><b>講習内容</b><br>・飲酒シミュレーターを活用した飲酒運転疑似体験<br>・飲酒ゴーグルを使用した「ほろ酔い」「酒酔い」の疑似体験<br>・医師による飲酒運転の危険性に係る特別講話<br>・飲酒事故事例の検討  |  |
| 警察本部<br>生活安全部 生活安全対策課 | 泥酔者等の適正な保護と指導の実施   |  |
|                       | アルコール慢性中毒者を認知時、酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第7条に基づく保健所への通報  |  |